

社会福祉法人白根学園 特定処遇改善加算について

厚生労働省の「福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という）」が創設されたことに伴い、当学園においてはこの制度を活用することで、「経験・技能のある障害福祉人材の更なる処遇改善」という制度の趣旨を踏まえ、現行処遇改善と同様、国加算に法人負担を加えることで全職員を対象に給与の増額を行います。

1 特定加算の配分の考え方

職種・資格を問わず、勤続年数 10 年以上・未満で処遇額を決定します。
（「職種・資格」が国加算対象外分については、法人負担で支給）

2 賃金改善予定額

勤続年数 10 年以上の職員	：	約	20,000 円/月
勤続年数 10 年未満の職員	：	約	10,000 円/月

（１）「勤続年数 10 年」の算定

基準日は、毎年度末 3 月 31 日とします。
なお、他法人等の経験年数は含みません。

（２）嘱託職員の処遇

正規職員・嘱託職員ともに支給対象ですが、嘱託職員については、現行処遇改善加算と同様、正規職員との時給比率で調整した額を支給します。

（３）適用開始日

2019 年 10 月 1 日から適用開始します。